

「JETRO 北米環境ビジネス・チャレンジ」のご案内

1. 趣旨

世界的な不況が続く中でも、気候変動問題への対応の重要性が増しており、環境・エネルギー技術に対するニーズは、ますます高まっています。そうした中、優れた日本の技術に対する関心を一層高め、オバマ大統領が旗をふるグリーン・ニューディール政策のもとで競争が激化していく米国市場をはじめ、北米市場への可能性を追求していくことが一層重要となっています。

例えば、米国では全米各州や市などの自治体は、自ら所有する施設・建築物のグリーン化を積極的に推進し、エネルギー、水、廃棄物、運輸など幅広い分野でより効率の高い先進的な機器・設備の導入を図っており、日本企業の環境・エネルギー分野の技術力を発信し、ビジネス機会につなげるチャンスがあります。

こうした中、ジェトロは、北米市場への展開に意欲的に取り組まれる企業の皆様の情報発信と北米企業等とのパートナーリングを応援するプロジェクトを実施します。

北米市場にご関心のある皆様には絶好の機会となりますので、是非参加をご検討いただきたく、よろしくお願いいたします。

2. サービスの内容

- (1) 貴社の北米展開を図る技術・製品の英文資料をジェトロが北米での技術・マーケティングの専門家と相談しながら作成します (A4 サイズ相当)
- (2) ジェトロが参加する北米での展示会 (6. 参照) 等における英文資料による情報発信
- (3) ジェトロ web サイトでの英文資料の情報発信
- (4) 北米展開に向けた方向性に関する基礎的なコンサルティング
- (5) ジェトロが参加する北米での展示会におけるサンプル展示 (6. (1) 参照)
- (6) 北米企業・団体から英文資料に問い合わせがあった場合のお取次ぎ

3. 参加条件

- (1) 参加料：5万円 (ジェトロ・メンバーズは、5%引き)
- (2) サービス期間： 申し込み時点より、2010年3月まで
- (3) 参加資格
 - ・環境・エネルギー分野における我が国の貿易業者・生産業者・工業会、輸出組合及びこれに類する貿易関係団体並びに地方公共団体、海外の日系企業、団体並びに日本製品を取扱う現地代理店などで、JETRO が適当と認めた者。
 - ・ジェトロが行う商談成果アンケートに回答頂けること。

4. 各サービスの具体的な内容

(1) 英文資料作成

御社にてジェットロ定型フォームに日本語（英文でも可）で御社が北米に売り込みたい技術・製品情報を記入いただき、それをジェットロが環境・エネルギー分野に精通した専門家に英文翻訳を依頼し、さらに、技術・マーケティングの専門家に編集してもらいます。

(2) 展示会での情報発信

有望な環境・エネルギー関連の展示会やカンファレンスの場にジェットロが参加し、上記(1)で作成した英文資料を来場者に紹介し、関心をもたれた方は御社に連絡するようにお声かけします。

(3) web での情報発信

(1)で作成した英文資料をジェットロ web サイトにアップし、北米企業向けに情報発信します。

(4) 基礎的なコンサルティング

ジェットロが雇用する専門アドバイザーが、北米市場に参入する際に重要な点などをコンサルティングします。（回数制限あり）

(5) 展示会におけるサンプル展示

展示会にあわせてご担当者が参加可能な場合は、貴社のサンプルをブース内に展示いただけます。

※サンプルは 1 社 1.0M3・100kg、2.0M2 に収まる物量を上限とします。

※サンプルのみの送付は受け付けられませんのでご了承ください。

また、同様に、ご担当者が参加可能な場合は、ジェットロが主催する現地関係機関への訪問や現地企業とのビジネス・マッチング機会に参加いただくことも可能です。

(7) 問い合わせの取次ぎ

ジェットロが参加する展示会やイベントに限らず、御社の資料や技術について照会があった場合は、速やかに御社にフィードバックします。

5. お申し込み方法

「参加案内書」をご確認・ご了解いただき、以下の提出書類をジェットロ産業技術部先端技術交流課までご郵送ください。

<提出書類>

- ・参加申込書・承諾書 2通
- ・会社案内 日英各1部

<郵送先・問合せ先>

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル

日本貿易振興機構 産業技術部 環境・エネルギー技術課（担当：新居、高山）

（電話）03-3582-4877

（e-mail）tnd@jetro.go.jp

<申込募集数>

申込期限前に募集数（10社）に達した場合には、申込を締め切る場合があります。

6. 参加予定の北米地域における環境・エネルギー技術関連の展示会

(1) 本プログラムとして資料による広報展示を行うもの

① GreenBuild International Conference & Expo 2009

- ・日 程： 2009年11月11日（水）～13日（金）
- ・開催地： アリゾナ州フェニックス
- ・会 場： フェニックス・コンベンション・センター
- ・概 要： US Green Building Council（全米グリーン・ビルディング協議会）主催のグリーン・ビルディング関連の米国最大の年次イベント内の展示会。本年のキーノート・スピーカーは、アル・ゴア元米国副大統領。
<http://www.greenbuildexpo.org/>
- ・現地参加される企業への更なるメリット
 - ― 一次週の11月16日（月）にロサンゼルスで開催するセミナー&ビジネス・マッチングイベントに参加し、当地の政府・企業関係者と意見交換及び商談（11月10日（火）フェニックス集合、11月17日（火）ロサンゼルス解散（予定））

② Green Marketmakers Conference & Expo 2010

- ・日 程： 2010年1月24日（日）、25日（月）
- ・開催地： ロサンゼルス
- ・会 場： ロサンゼルス・ダウンタウン・マリオット・ホテル
（1月24日（日）夜は、在ロサンゼルス日本国総領事公邸において、カンファレンス全体のレセプション開催を計画（2009年も実施））
- ・概要： Verde Xchange, LLC が主催する南カリフォルニアを中心とした政府・企業・NPO等環境政策・技術関係のハイレベルが集まるカンファレンスを中心とする展示会
<http://www.verdexchange.org/conference>
- ・現地参加できる企業への更なるメリット
 - ― イベント終了後に、当地の政府・企業関係者との情報・意見交換会に参加
 - ― 1月22日（金）～24日（日）にロサンゼルス・コンベンション・センターにて開催される Go Green Expo in Los Angeles にも参加可能。

(2) その他 JETRO が企業出展支援で参加するイベントでの英文資料の発信

※以下展示会にはサンプル展示はできません。

① World Energy Engineering Conference (WEEC) 2009

- ・日程： 2009年11月4日(水)～5日(木)
- ・場所： ワシントン DC コンベンション・センター
- ・HP： <http://www.energycongress.com/Program/2009WEECprogram.htm>

② Renewable Energy Technology Conference & Exhibition (RETECH) 2010

- ・日程： 2010年2月3日(水)～5日(金)
- ・場所： ワシントン DC コンベンション・センター
- ・HP： <http://www.retech2009.com/>

③ Globe 2010

- ・日程： 2010年3月24日(水)～26日(金)
- ・概要： カナダ・バンクーバー市 コンベンション・センター
- ・HP： <http://www.globe2010.com/>

7. 規程およびジェットロの免責事項

(1) お申込みの流れ

参加申込み2通受領後、ジェットロにてジェットロ公印を押印し、1通を請求書とともに返送いたします。ジェットロの承諾は参加料の払込みをもって効力を発するものとします。参加料は必ず期日までお支払いください。入金の確認が取れない場合は参加を取りやめたとみなします。

また、参加料お支払い後はいかなる理由でも参加料の返金はいたしません。

(3) サンプルについて

参加者がサンプル展示をする場合、サンプルの管理・保全については参加者が責任を持って行ってください。ジェットロは、これに生ずる損失又は損害(盗難、紛失、火災、損傷等)について責任を負わないものとします。また、貨物海上保険等も参加者で付保ください。

(4) 米国代理店について

参加者が米国に販売代理店等を有する場合は、参加に際して必ず当該代理店等の了解を得てください。ジェットロでは当該代理店等からのクレーム・トラブル等について責任を負わないものとします。

(5) 参加の取り消し

下記の事項が一つでも発生した場合、ジェットロは事前に通知することなく参加者の参加権利を喪失させる権利を有します。①参加者の行為が本事業の性質と目的に一致しない場合、②参加者又はその代表者、代理人、請負業者、従業員が本規定に違反した場合。第三者から差押・仮差押・仮処分を受け、若しくは競売の申立又は破産宣告の申立を受けるなど、支払不能が明らかになったとき。

(6) 係争

この規程に関する係争は東京地方裁判所が専属管轄を持つものとし、日本法に準拠して処理されるものとします。